

信認金の取扱いの変更に伴う「取引参加者規程」等の一部改正について

平成17年12月8日
株式会社名古屋証券取引所

1. 改正趣旨

取引参加者が新たに異なる種類の取引資格を取得する場合、又は組織再編等において取引資格を喪失すると同時に新たに取引資格を取得する場合で、取引資格の喪失申請者と取得申請者の実態に差異がないと認められる場合における、信認金の取扱いについて、取引参加者の財務的負担の軽減等の観点から見直すこととし、「取引参加者規程」等の一部改正を行うこととする。

2. 改正概要

取引参加者が新たに異なる種類の取引資格を取得する場合、又は組織再編等において取引資格を喪失すると同時に新たに取引資格を取得する場合で、取引資格の喪失申請者と取得申請者の実態に差異がないと認められる場合においては、現に預託している信認金を充当できるものとし、当該充当に係る手続について規定の整備を行う。

(備考)
・取引参加者規程第
5条及び第33条
等

3. 施行日

平成17年12月12日より施行する。

以上